

第 1 回検討会における委員の主な意見

I 看護教員の養成について

【看護教員養成講習会に関して】

- 1年間の看護教員養成講習会は有益である。受講したことで、教員としての姿勢や態度には変化がみられ、組織内でも活躍してくれる。
- 看護教員養成講習会では講義などの指導の仕方は教えているが、教員としての業務をすべて教えているわけではない。もっと現場ですぐに活かせるような内容の教員養成講習会を行う必要がある。
- 毎年実施する県は限られていて、県外に出なければ受講できないといった実情もある。今の実施方法では、物理的な問題や家庭の事情から看護教員養成講習会を受けたくても受けられない人もいるのではないか。
- 看護教員養成講習会を実施する県にばらつきがある。養成所の数や未受講者の数などいろいろな要因があるだろうが、1県で必要な人数が集められないこともある。
- 看護教員養成講習会を受講したくても出来ない人が少しでも受講できるよう、放送大学、通信制、e-ラーニングの活用などの方法を導入してはどうか。
- 特定の施設や研修制度だけでなく、大学での科目履修を認定できるようにすれば、近隣の大学で受講でき、長期間職場を空けずに済むのではないか。
- 養成所から研修には出せない、研修に出すとしても欠員のままという施設もあり、養成所には講習会に送り出すだけのマンパワーや財政の余裕がない。無理をして講習会に出しても、養成所に戻ってすぐやめてしまうことがある。
- 高等学校の看護教員の養成は、看護教員養成コースを有する10数校の課程認可大学で行われるが、コースを選択する学生が少数であるため、養成が少ない。

II 看護教員の継続教育について

【各教育機関での継続教育の現状と課題について】

- 医師は、大学に所属していても病院で外来をするなど患者とかかわりが持てる。看護師の場合、ユニフィケーションを実施しているところでも、病院と学校の仕事を1人がこなすとなると、人数の問題等で限界があり、医師と同様にはいかない。
- 病院と学校のユニフィケーションは身分の保証や給与の関係などの問題で実践できない所が多い。

- 大学等では教師教育という意味で FD(ファカルティ・ディベロップメント)の取り組みが義務づけられているが、さらに看護実践能力を活かせるような FD 等の取り組みが必要である。
- 教育や看護実践能力、研究、マネジメントといった内容について設置主体が組織的に教員の研修を体系化しているところがある。
- 大学が養成所も含めた看護教員を集めて公開講座等の講習を開催し、専任教員の卒後教育を担っているところもある。
- 病院に付属の看護学校がある場合、教員が一定期間、希望する病棟で研修を行えるシステムを構築しているところや、採用後の教員研修を体系化し、研究調査日の取得や臨床研修制度等を導入しているところもある。
- 新人教員は即実践が求められその現状は過酷なので、指導教員や助言システムを用意している。
- 大学院修了等キャリアアップした看護教員たちは、大学へ流れてしまう。学習をつんだ教員が養成所で能力を発揮しながら教育にあたるという環境が整っていない。
- 看護教員養成講習会を含め継続教育は絶対に必要であるので、継続教育を受けることへの経済的補助も考えてほしい。

【教員に求められる資質と評価について】

- 看護師の専門能力、臨床実践能力を看護教員になってからも維持することは困難であり、臨床を離れている看護教員に看護実践能力を求めるのは無理がある。
- 看護実践能力と教育実践能力のどちらも必要で、そのバランスが大事であり、両方を補い合うシステムを作ることが重要である。
- 看護教員には教育学、教育論が不足しており、その視点を育てる必要がある。
- 教育的まなざしを学生に伝える技と知性としてのコミュニケーション能力が看護教員には必要である。
- 学生は多様化しており、看護教員には指導力やカウンセリング能力等も求められているが、画一的ではなく、個々の能力を高めていけるような仕組みが必要である。
- 文字を読む、書く力といった基礎学力の差が他分野の教員に比べて大きい。
- 看護教員の役割は、臨床実践能力の担保ではなく、誰に学生を預けたら優れた臨床実践の指導をしてもらえるかを見極め、状況を説明できることが重要である。教員には時代の要請に合ったカリキュラムを作成できることが求められる。
- 教員の自己、他者評価システムが5年一貫校では浸透しつつある。

【自己研鑽について】

- 臨地実習指導と講義にほとんどの時間を費やし、自己研鑽の時間が十分にとれていない現状がある一方で、研修に積極的に参加する人が多い養成所もある。
- 専門看護師の資格を有する教員の中には、定期的に病院の外来に出たり、臨床との研究会を作ったりして、臨床とのつながりを持っている者もいる。
- 臨床での自己研鑽を研修として位置づけるなど、自己研鑽の機会を組織的にシステムとして確保していくことが必要である。

【今後の継続教育のシステムについて】

- 看護教員の成長を新任、中堅、ベテランといった段階別モデルを作成して対応するとよい。
- 大学が行っている講習等の教員の継続教育を各都道府県で行えるよう体制化する必要がある。
- 看護教員のキャリアアップやユニフィケーションのシステム化を考える必要がある。

Ⅲ 臨床家の活用と臨地実習の指導体制について

【臨床家の教育者としての活用】

- 臨床の実習指導者は、看護師の業務と兼任でしか学生と関わっていないので、専任として関われる人の配置を義務づける取組みや、学生が行う学内演習から関わることができるシステムが必要である。
- 看護教員が高度な看護実践能力を維持するためには、病院内での看護実践能力の活用をどのように考えるかが大きな課題である。
- 看護教育において臨床家と看護教員の協働の仕方について、その仕組みづくりが重要である。
- 高度実践能力を持つ看護職員（認定看護師や専門看護師等）を教員として活用するシステムを作る必要がある。
- 臨地実習指導に関わる看護教員や臨床の実習指導者といったマンパワー不足から、学生に安全に実習を行ってもらおう環境を整えるのに苦労している。

【臨地の実習指導者について】

- 病院によっても実習指導者の配置数に差があるが、実習病院で職員を実習指導者講習会へ派遣する際は、病院の負担であり、経済的支援がないのが厳しい。

- 小さい病院が病院だけで実習指導者を養成して配置するということは不可能であり、学校で養成費用を負担しないと動かない現状がある。
- 臨床の実習指導者も含めて実践能力のある人が、実習にきた学生に関われる体制作りが必要である。

主な検討課題と論点

1. 質の高い看護教員を養成するための看護教員養成のあり方及び要件について
 - ・ 看護教員養成講習会の実施体制は、各都道府県によって異なるが、ブロック単位などで調整する必要があるか
 - ・ 看護教員養成講習会の質の充実・確保をどのように図るか
 - ・ 看護教員養成講習会の未受講者を減らすためにはどのような方策が必要であるか
 - ・ 看護職員や教員の高学歴化が進む中で、現在の専任教員の要件をどのように考えるか

2. 看護教員の継続教育について
 - ・ 現状を踏まえ、看護教員の新任時期から連続した継続教育の仕組みをどのように考えるか
 - ・ 看護教員の資質を高める継続教育にはどのような内容が必要か
 - ・ 看護教員の継続教育の方法として、どのようなことが考えられるか
 - ・ 看護教員の実践能力を高める方策にはどのようなものがあるか

3. 臨床家の活用と臨地実習の指導体制について
 - ・ 臨地実習の質を確保するにはどのような指導体制の整備が望ましいか
 - ・ 臨床家を効果的に活用するためにはどのようなシステムが考えられるか

今後の検討会の進め方（案）

【第2回・第3回】

質の高い看護教員を養成するための看護教員養成のあり方及び教員の要件について

【第4回】

看護教員の継続教育に関する現状と課題について

【第5回】

看護教員の継続教育システムのあり方について

【第6回】

臨床家の活用と臨地実習の指導体制について

【第7回】

とりまとめ（案）

都道府県別看護師等養成所・准看護師養成所及び教員数 (平成19年4月)

資料4

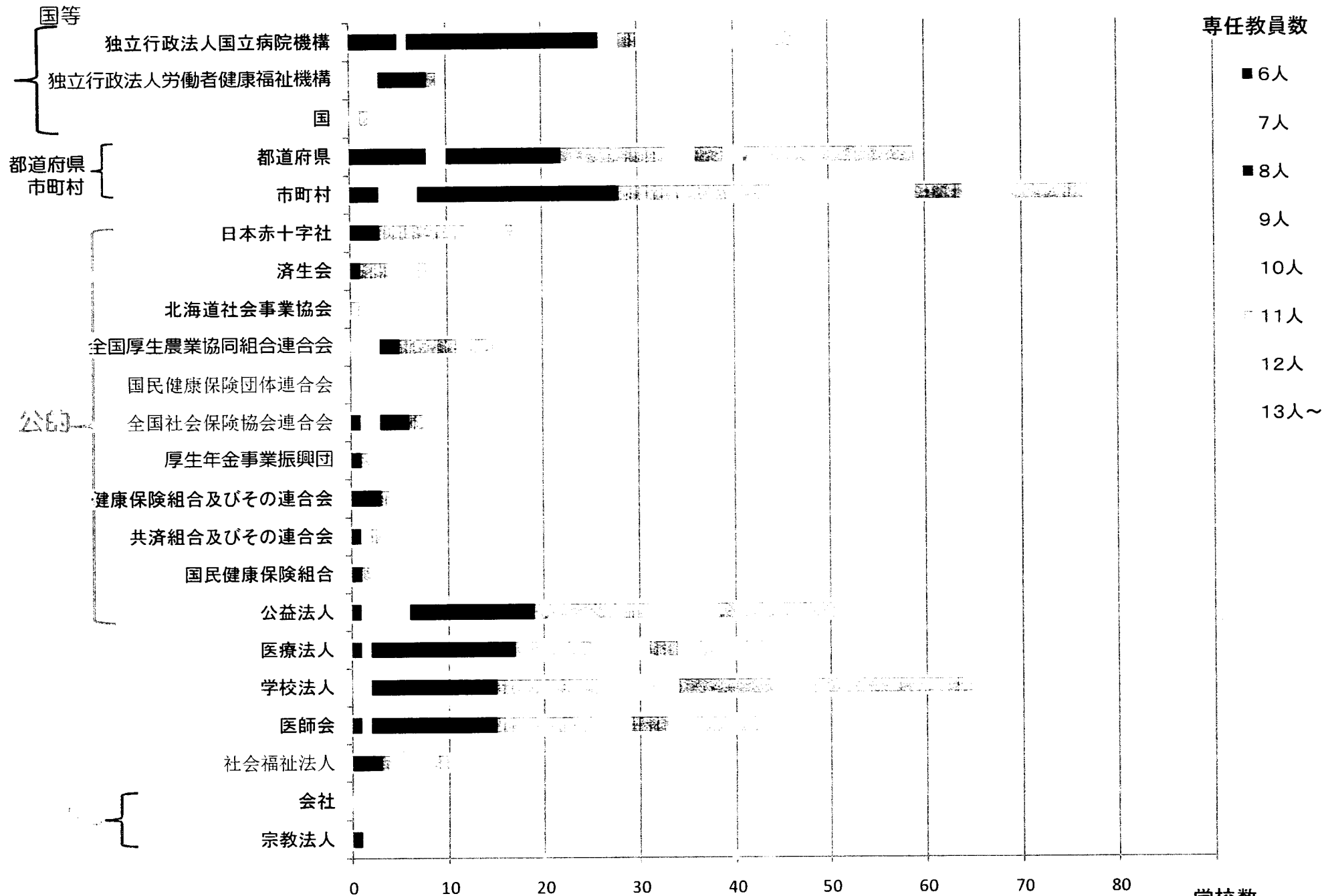
都道府県	看護師等養成所注)		准看護師養成所注)	
	養成所数(校)	教員数(人)	養成所数(校)	教員数(人)
北海道	45	428	13	79
青森	7	52	6	30
岩手	10	76	3	11
宮城	10	81	6	36
秋田	6	71	1	5
山形	7	54	1	3
福島	14	140	7	24
茨城	13	133	6	39
栃木	10	107	7	32
群馬	13	93	9	42
埼玉	33	406	17	103
千葉	25	295	6	28
東京	44	530	16	75
神奈川	27	338	8	51
新潟	13	127	2	8
富山	9	88	2	9
石川	7	76	2	8
福井	6	54	1	3
山梨	4	57	1	5
長野	13	108	5	21
岐阜	12	111	8	36
静岡	17	177	2	9
愛知	36	453	7	54
三重	13	103	1	4
滋賀	9	106	2	10
京都	15	175	3	19
大阪	47	513	12	89
兵庫	24	253	8	39
奈良	10	97	1	9
和歌山	7	82	1	4
鳥取	3	35	3	10
島根	4	29	3	12
岡山	14	153	1	3
広島	13	145	8	63
山口	12	126	7	22
徳島	4	45	3	15
香川	5	57	7	21
愛媛	9	96	2	11
高知	7	64	3	15
福岡	24	245	18	119
佐賀	8	85	6	35
長崎	7	70	5	36
熊本	10	92	7	42
大分	6	56	6	31
宮崎	8	68	6	33
鹿児島	17	165	6	31
沖縄	4	61	1	12
合計	661	6,976	256	1,396

注) 看護師等養成所(全日・定時・通信制)数:2年課程・3年課程・保健師課程・助産師課程・統合カリキュラムの養成所数
 准看護師養成所数:高等学校衛生看護科は除く

看護師等養成所数及び教員数は14条報告、准看護師養成所数は看護関係統計資料集、教員数は都道府県報告より

設置主体別看護師3年課程養成所の専任教員数

資料5-1

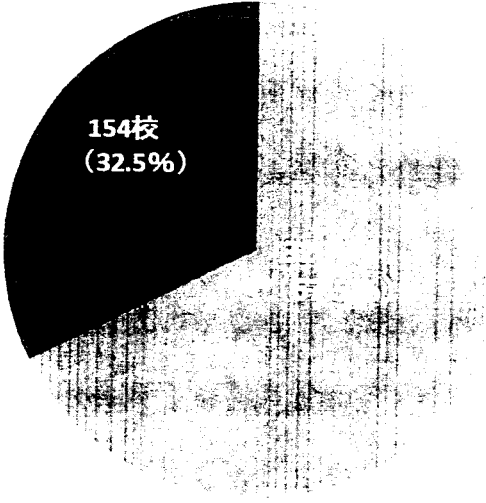


規模別看護師3年課程 養成所数

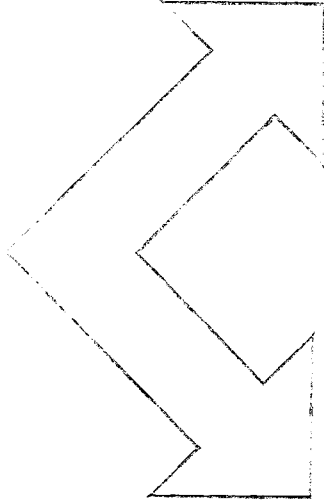
資料5-2

全体
合計474校

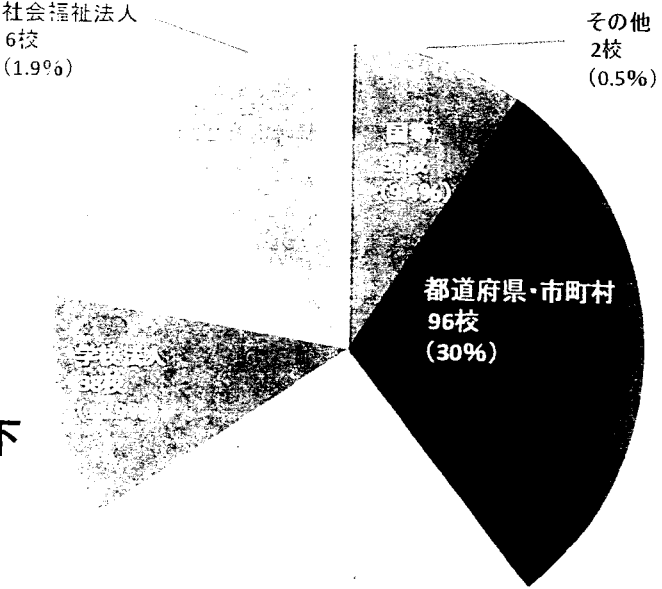
1学年定員40人以下
合計320校



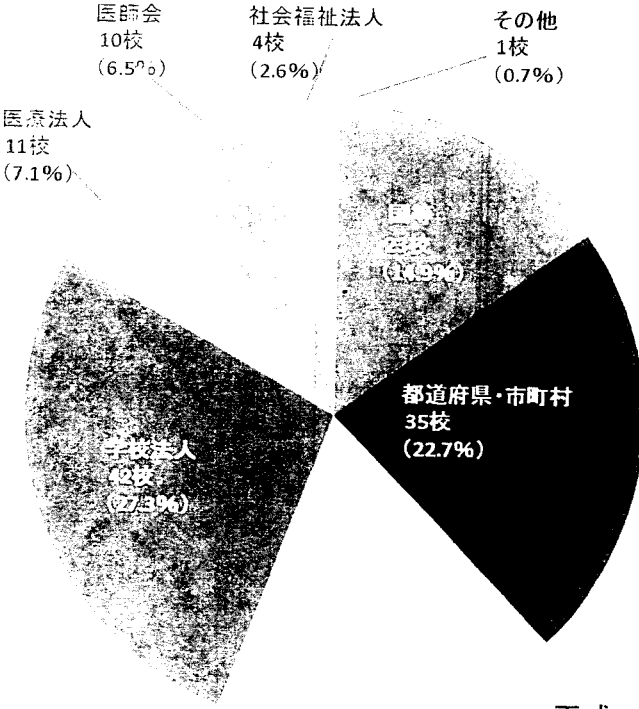
40人以下 41人以上



1学年定員41人以上
合計154校



- 国等
- 都道府県・市町村
- 公的
- 学校法人
- 医療法人
- 医師会
- 社会福祉法人
- その他



【看護師等養成所の専任教員の要件】

看護師等養成所の専任教員になることができる者

- ア. 5年以上業務に従事し、専任教員として必要な研修^{注1}を修了した者
- イ. 3年以上業務に従事し、大学で教育に関する科目^{注2}を履修して卒業した者
- ウ. 看護師(保健師・助産師)の教育に関し、ア. と同等以上の学識経験を有すると認められる者

注1 「専任教員として必要な研修」

- ・厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- ・厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)
- ・国立保健医療科学院の専攻課程(平成一四年度及び平成一五年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成一六年度)

注2 「教育に関する科目」

教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計四単位以上

{ 看護師等養成所の運営に関する指導要領について 第四-1
{ 看護師等養成所の運営に関する手引きについて 第四-1-(1) より

○看護教員養成講習会実施要領（平成 10 年 3 月 4 日健康政策局長通知）

1 目的

看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、もって看護教育の内容の充実向上を図ることを目的とする。

2 講習会の実施

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生省が認める者が実施するものとする。

ただし、都道府県が実施する場合において、事業の目的達成のため必要があるときは、業務の一部をその適当と認める者に委託することができる。

3 期間

原則として八か月(九〇〇時間)以上

4 受講対象者

保健婦、助産婦又は看護婦として五年以上業務に従事した者であって本講習会修了後看護教育に従事する者とする。

5 受講者数

原則として一か所三〇人以上とする。

6 教育内容

別紙一の講習科目を標準とすること。

7 教室等

- (1) 講習期間中専用に利用できる教室（八〇㎡以上）が確保できること。
- (2) グループワークをするための部屋（演習室）が確保できることが望ましいこと。
- (3) 必要な図書を有する図書室を利用できること。
- (4) 教室等は採光、換気等が適当であり、学習環境にふさわしい考慮がなされていること。

8 講習会担当者

専任の教育担当者及び事務担当者を配置すること。

なお、教育担当者は、原則として次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 看護教員養成講習会等の修了者で専任教員の経験を有する者
- (2) 保健婦、助産婦又は看護婦として保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第一号)別表三の専門分野の教育内容のうちの一つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修したもの

9 講師

- (1) 講師は大学教授、助教授又はこれに準ずる者とする。

ただし、これらの者とするのが困難な場合は、看護婦等養成所の教務主任等とすることができる。

- (2) 看護教育課程等のグループワークの指導者については、必要数を確保すること。

10 経費

国は予算の範囲内で別に定める基準により補助を行うものとする。

11 手続等

(1) 講習会を実施しようとする者は、毎年度二月末日までに次の事項を記載して認定申請書を本職あて提出すること。

なお、認定申請は、実施しようとする講習会ごとに行うものとする。

また、申請後、その内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会に要する経費の収支予算

エ 講習会の名称

オ 講習会の会場名及びその所在地

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 教育内容

ケ 各教室の用途及び面積

コ 専任の教育担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

サ 専任の事務担当者の氏名

シ 講習会の経費について、10に定める基準により、別途、補助の申請を行う予定の場合はその旨

(2) (1)の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 専任の教育担当者の履歴書

なお、履歴書は、教育担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ 都道府県が業務の一部をその適当と認める者に委託する場合は、委託契約書(写)

ウ その他参考となる資料

(3) 講習会の主催者は、その開始の日の二週間前までに、受講者名簿を本職あて提出すること。

(4) 講習会修了者には、修了証(別紙二)を交付すること。

(5) 受講者の出席状況を的確に把握し、出席状況が不良な者については修了を認めないものとする。

(6) 講習会の終了後は、一か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 講習会の実施状況の概要及びその評価

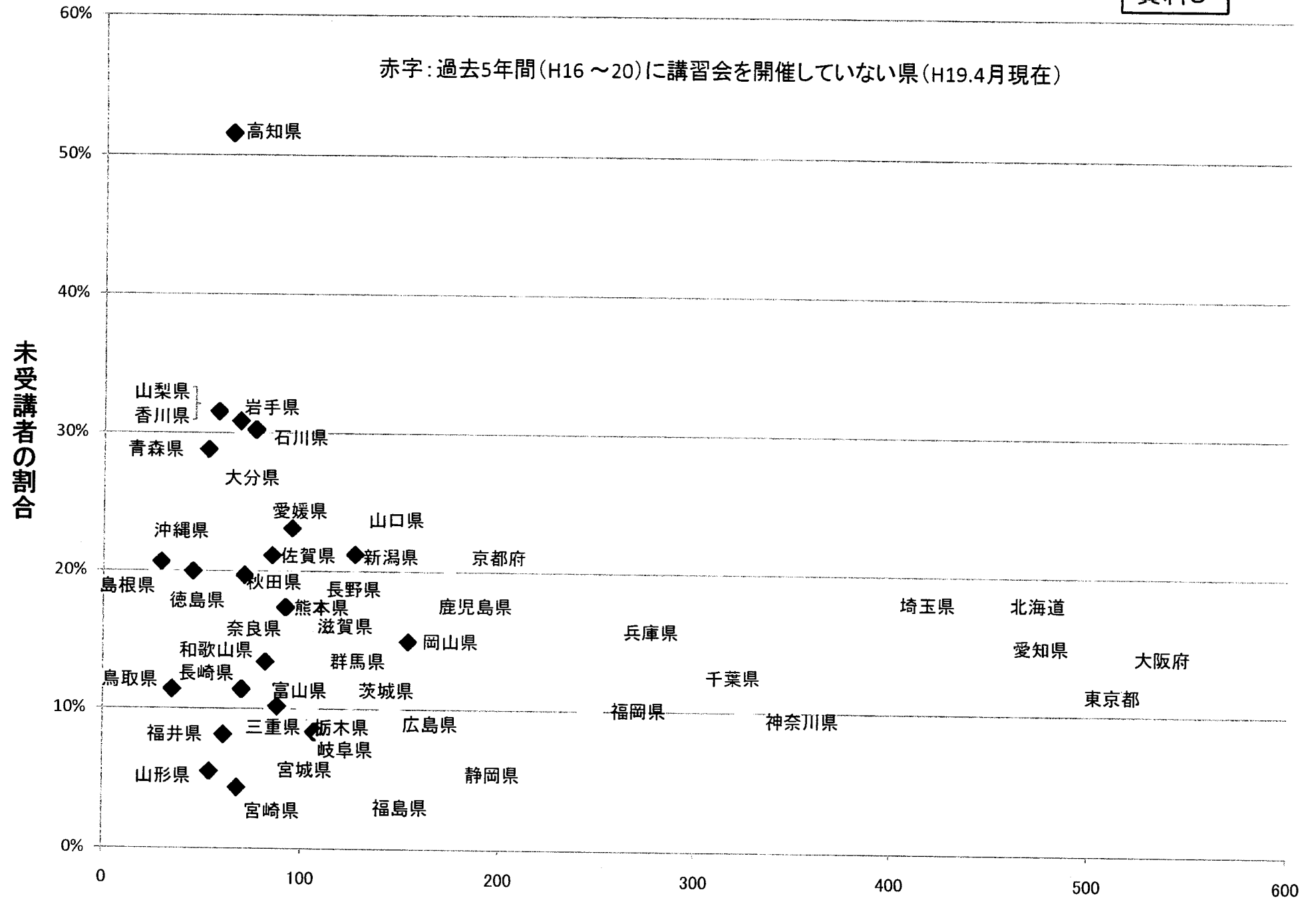
(7) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

<別紙1 看護教員養成講習会教育内容>

区分	教育内容	授業内容	時間数	備考
基礎分野 (看護教員として必要な基礎知識を学ぶ。)	看護教育の基盤	論理学 哲学 情報科学 等	計 60	
教育分野 教育に関する分野 (教育の原理を系統的に学ぶ。)	教育の基盤	教育原理 教育方法 教育心理学 教育評価	計 90	教育方法、教育評価は、看護に関する科目に含めることもできる。
専門分野 看護に関する分野 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。)	看護論	看護論 看護論演習	30 30	
	看護教育学	看護教育論	15	看護教育史を含む。
		看護教育制度	15	
	看護教育課程	看護教育課程	60	
		看護教育課程演習	45	
	看護教育方法	看護教育方法	90	授業案作成と模擬授業を含む。
		看護教育方法演習	90	
		看護教育実習	90	
	看護教育演習	在宅看護論演習	30	
専門領域別演習		90		
看護教育評価研究	看護教育評価	30		
研究	研究方法	60	研究の基礎及び事例研究、調査方法を含む。	
看護学校経営	看護学校管理	15		
小計			690	
その他			60	看護教員養成に必要と思われる教育内容とする。
合計			900	

看護教員養成講習会未受講者の都道府県別割合

資料8



看護教員数

厚生労働省看護課調べ